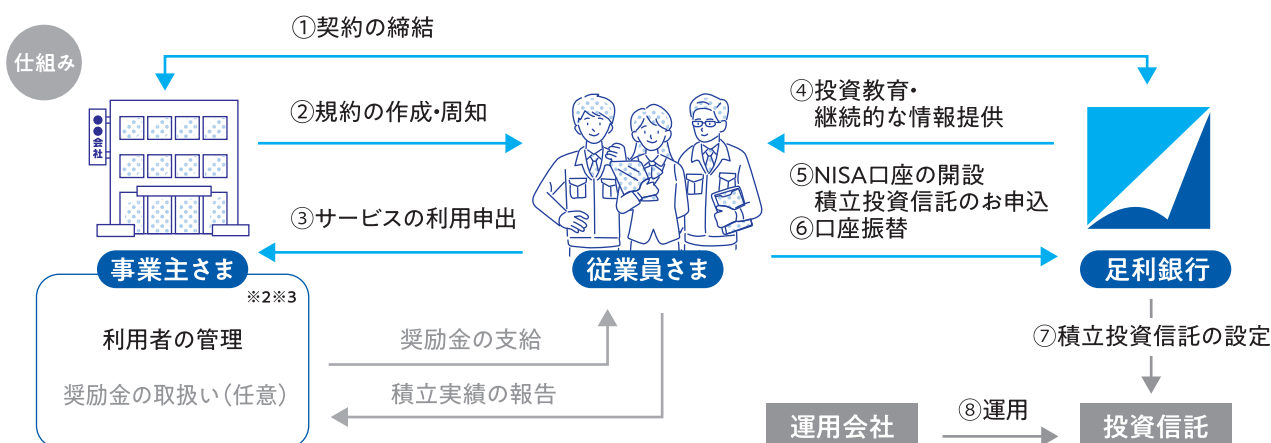


## 〈あしぎん〉

# 職場つみたてNISA サービス

### 「〈あしぎん〉職場つみたてNISAサービス<sup>※1</sup>」とは

“職場”という身近な場を通じて、従業員さまのNISAを利用した資産形成を事業主さまと当行がサポートし、福利厚生の増進をはかることを目的としたサービスです。



※1 本サービスは「口座振替方式」での取扱いとなります。「給与天引方式」は選択できません。

※2 本サービスの利用者の管理事務(加入や脱退、投資教育受講日の確認等)、奨励金に係る事務(利用規約に奨励金の条件等を規定・従業員さまから事業主さまへの積立実績報告の周知および従業員さまの積立実績の確認・奨励金の計算・支給等)は、事業主さまが行うこととなります。

※3 奨励金の取扱いや税務等について(賃上げ促進税制等)は、必要に応じて専門家等にご相談のうえ事業主さまにてご判断ください。

### 従業員さま向けの「投資教育」は 当行がサポート

セミナー形式から動画コンテンツの視聴形式まで幅広く対応します。

### 導入にかかる手数料等は不要

導入や規約の作成に関する疑問点等は、〈あしぎん〉職場つみたてNISAサービス事務局(裏面)までお気軽にお問い合わせください。

### 導入の ポイント

### 豊富な商品ラインナップをご用意

対象商品は、当行の投資信託ラインナップから定時定額取引(積立投資信託)が可能な全商品です。従業員さまのライフプランや目的(ゴール)、リスク等に合わせお選びいただけます。

### 事業主さまによる 「奨励金」の設定が選択可能

奨励金を設定することで、福利厚生制度が充実します。

# NISAは国が国民の資産形成のために準備したお得な「少額投資非課税制度」です。

2024年から新NISAに生まれ変わります。

はじめるなら  
2023年の  
いま!

	現行NISA (2023年末まで)		新NISA (2024年1月開始)			
	一般NISA	つみたてNISA	成長投資枠	つみたて投資枠		
<b>Point1</b> 非課税保有期間	5年間 (2027年末まで)	20年間 (2042年末まで)	<b>無期限</b>			
口座開設期間	2023年まで				恒久化	
新規買付期間					2024年1月から	
<b>Point2</b> 年間投資枠	120万円	40万円	<b>240万円</b>	<b>120万円</b>		
<b>Point3</b> 非課税保有限度額(総枠)	600万円 (枠の再利用不可)	800万円 (枠の再利用不可)	<b>1,800万円</b> (うち成長投資枠1,200万円) (枠の再利用可)			
対象商品	上場株式・投資信託等	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等 (除外あり)	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託		
<b>Point4</b> 併用	併用不可		<b>併用可</b>			
対象年齢	18歳以上		18歳以上			

※上記は2023年3月末時点の内容をもとに作成したものであり、今後の法令・制度の変更等により内容が変更となる場合があります。

## 投資信託(積立投資信託、積立投資信託タイムプラス含む)のご留意事項

各商品には価格・為替の変動等により損失が生じるおそれがあります。

主なリスクの種類について	価格変動リスク	為替変動リスク	信用リスク
	金利や株価等の変動により、損失が生じるおそれがあります。	為替レートの変動により、損失が生じるおそれがあります。	発行者等の信用状況や発行者等に対する外部評価の変化などにより、損失が生じるおそれがあります。

●預金保険の対象ではありません。●各商品のお申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面(目論見書・補完書面)」をお渡ししますので、内容を十分お読みのうえご自身でご判断ください。「契約締結前交付書面(目論見書・補完書面)」は、足利銀行の本支店の店頭にご用意しております。●当行では、お客さまに合った商品をご提案しております。ご相談の内容によりましては、ご購入いただけない場合もありますので、予めご了承ください。なお、一部お取扱いできない店舗があります。  
【費用について】お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料(お申込金額に対し最大3.3%(税込))がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面(目論見書・補完書面)」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準留保額から差引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。

## NISA(少額投資非課税制度)に関するご留意事項

●NISA口座は、原則全ての金融機関等を通じて、1人1口座しか開設できません(金融機関等を変更した場合を除きます)。金融機関等の変更は、一定の手続きのもとで可能ですが、毎年において1つの金融機関でしか購入できません。また、NISA口座内で保有している株式投資信託を変更後の金融機関等に移管することはできません。●つみたてNISAと一般NISAは選択制のため、同一年に両方の適用は受けられません。また、つみたてNISAと一般NISA間の勘定の種類を変更する場合は、原則として1年毎(暦年単位)となります。●当行のNISA口座では、当行取扱いの国内公募株式投資信託(以下、「株式投資信託」といいます)のみが取扱対象となります。●すでに保有している株式投資信託をNISA口座に移すことはできません。●株式投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は、そもそも非課税であり、NISAによるメリットを享受できません。●株式投資信託における分配金の再投資分は、その年の非課税投資枠の対象となります。●株式投資信託の換金等しても非課税投資枠の再利用はできません。また、非課税投資枠のうち、未使用分を翌年以降に繰り越すこともできません。●NISA口座から特定口座や一般口座へ移管する場合、株式投資信託の取得価額は、その時点の時価となります。●NISA口座の取引で損失が発生しても、税務上ないものとされるため、他の課税口座における配当所得および譲渡所得等との損益の通算、損失の繰越控除もできません。

## つみたてNISA特有のご留意事項

●買付は定時定額契約によるものとなります。当初買付分と分配金の再投資分を合わせた利用額は年間40万円までであり、40万円を超える場合、超過分は非課税対象になりません。●購入した投資信託の信託報酬等の概算値が、原則年1回通知されます。●基準経過日(つみたてNISA口座をはじめて開設した日から10年を経過した日、および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日)につみたてNISA口座を開設されたお客さまの氏名・住所を確認します。基準経過日から1年以内に確認ができない場合、つみたてNISA口座が利用できなくなる場合があります。

## 〈あしぎん〉職場つみたてNISAサービスに関するご留意事項

●導入に際し、当行の所定の手続きを踏まえた総合的な判断により、導入をお断りする可能性があります。●本サービスの利用者の管理事務(加入や脱退、投資教育受講日の確認等)、奨励金に係る事務(利用規約に奨励金の条件等を規定・従業員さまから事業主さまへの積立実績報告の周知および従業員さまの積立実績の確認・奨励金の計算・支給等)は、事業主さまが行うこととなります。●奨励金の導入は任意です。取扱いや税務等について(賃上げ促進税制等)は、必要に応じて専門家等に相談のうえ、事業主さまにてご判断ください。●〈あしぎん〉職場つみたてNISAサービスのお取引が、お客さまのその他の銀行取引等に影響を与えることはありません。●〈あしぎん〉職場つみたてNISAサービスは「口座振替方式」での取扱いとなります。「給与天引方式」は選択できません。●対象商品は、当行取扱商品のうち定時定額取引が可能な全商品となります。

(2023年8月現在) No.06920

## ■ お気軽にお問い合わせください

〈あしぎん〉職場つみたてNISAサービス事務局

TEL **028-626-0943**  
メールでのお問い合わせは [nisajimukyoku@ashikagabank.co.jp](mailto:nisajimukyoku@ashikagabank.co.jp)

受付時間/  
平日9:00~17:00  
(銀行休業日を除く)

商号 株式会社足利銀行  
登録金融機関 関東財務局長(登金)第43号  
加入協会 日本証券業協会  
一般社団法人金融先物取引業協会

〈相談・苦情等受付窓口〉  
足利銀行 お客さま相談室  
**028-622-0111**

〈当行が契約している指定紛争解決機関〉 一般社団法人全国銀行協会  
連絡先 全国銀行協会相談室 **0570-017109** または **03-5252-3772**  
※証券商品・サービスに関する苦情等は、特定非営利活動法人 証券・金融商品  
あっせん相談センター(0120-64-5005)でも受付しております。